

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 (略) (職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、幼稚園教育職員(以下「職員」という。)とは、葛飾区立幼稚園の園長、<u>教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「再任用短時間勤務職員」という。)に限る。)</u>をいう。</p> <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条から第18条まで (略) (組合休暇)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 組合休暇は、<u>1の年</u>において、日又は時間を単位として、30日を限度として承認するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第19条及び第20条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、幼稚園教育職員(以下「職員」という。)とは、葛飾区立幼稚園の園長、<u>副園長、教諭及び養護教諭</u>をいう。</p> <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条から第18条まで (略) (組合休暇)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 組合休暇は、<u>1会計年度</u>において、日又は時間を単位として、30日を限度として承認するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第19条及び第20条 (略)</p> <p>付 則 <u>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u></p>